

【居宅訪問型保育事業者（個人）対象】

国が定める「基準を満たす旨の証明書」の
交付について

世田谷区 子ども・若者部 保育認定・調整課
事業者指導担当

1

“無償化に関する条例”の施行について

令和4年4月1日

「世田谷区施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の
基準を定める条例」施行

⇒経過措置期間（令和6年9月30日まで）の適用に関わらず、
令和4年4月1日以降、世田谷区では、国が定める「基準を
満たす旨の証明書」が交付されている事業者のみ、無償化の
対象事業者となった。

※世田谷区在住の方が利用する場合。

2

国が定める「基準を満たす旨の証明書」交付までの流れ

【ステップ1】 世田谷区指定のオンライン動画(集団指導)視聴

本動画のほか、「『認可外保育施設指導監督基準』等について」、「幼児教育・保育の無償化について」を視聴してください。

【ステップ2】 「セルフチェックシート」を記入し提出(郵送等)。

「ご用意していただく帳簿・書類」を併せてお送りください。

【ステップ3】 ご来庁日時の調整

「セルフチェックシート」及び関係する帳簿・書類確認後、保育認定・調整課担当者からお電話します。

【ステップ4】 区役所でヒアリング

45分程度の予定です。

3

国が定める「基準を満たす旨の証明書」交付までの流れ

審査

【審査の結果、国が定める基準を満たしたと判定された場合】

【ステップ5】 「基準を満たす旨の証明書」交付(原則として各月1日付)

【「基準を満たす旨の証明書」交付後】

原則、毎年度、世田谷区が指定する研修に参加

「保育所保育指針」、「世田谷区保育の質ガイドライン」の共通理解。
保育の質の向上のため、新たな知識習得。

【重要】

「基準を満たす旨の証明書」交付後も、上記のことを目的に、原則として毎年度、世田谷区が指定する研修(国の通知に基づく集団指導)に参加していただきます。

国が定める基準を満たしていないことが分かった場合、「基準を満たす旨の証明書」は返還となります。

4

「セルフチェックシート」について

<記入例>

調査事項	評価事項	✓	確認書類等	備考
5 保育内容				
(3)保護者との連絡等 a 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施	連絡帳又はこれに代わる方法により、可能な限り保護者と密接な連絡をとることを心がけている。	✓	保護者との連絡状況がわかる書類(連絡帳等)	
	以下にどのような点に注意して聞き取ったり伝え合っていますか。具体的に記載してください。 ・預かり前に、保護者からLINEでお子様の健康状態(体温、排便、食事、睡眠など)を送ってもらっている。また、初めてのお子様の場合は、性格、好きなおもちゃ、遊びなどを聞いている。 ・引き渡しの際も、口頭のほか、保護者にLINEで、体温、排便、食事、睡眠、機嫌、気になったこと、ちょっとした怪我、保育中の様子などを知らせている。			
b 保護者との緊急時の連絡体制	緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう保護者の緊急連絡先等を把握している。	✓	保護者との連絡状況がわかる書類(連絡帳等)	
6 給食				
(1)衛生管理の状況	(食事の提供がある場合) 食器類やふきん、配膳や哺乳ビン等を使用する際に、衛生面等必要な注意を払っている。	該当なし		
	以下に具体的な取組みを記載してください。			

5

ご用意していただく帳簿・書類

指導監督要綱別表2-4(評価基準)			
項番	用意していただく帳簿・書類	提出範囲等	✓
1(1) 5(1)	児童の預かり記録	概ね直近5回分	
1(2)	資格証明書(保育士証等)、都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修の修了証等	現在のもの	
5(2)a	研修の参加記録(受講修了証等)	直近分 (1年以内に受講したもの)	
5(3)a,b	保護者との連絡状況がわかる書類(連絡帳等)	概ね直近5回分	
5(3)b	緊急連絡先がわかる書類		
9(1)	(保護者からの申込書、事前ヒアリングシート等)	概ね直近5回分	
7(2)a	(居宅訪問型保育事業者本人の)健康診断記録	直近分	
7(2)b	検便結果記録 食事の提供(調理)や調乳を行う場合のみ	概ね直近2回分	
7(4)	睡眠時の乳幼児の安全確保に対する取組みがわかる書類(睡眠チェック表等)	概ね直近5回分	
7(5)a	安全計画	現在のもの	
7(5)g	事故発生時に適切な救命処置が可能となるような実技講習を受講したことがわかる書類(救命講習受講証等)	直近分	
7(5)h	(保育中の事故等に備えるための)賠償責任保険証書	現在のもの	
7(5)i	事故報告書 報告対象の事故があった場合のみ	直近分	
7(5)j	事故対応記録 報告対象の事故があった場合のみ	直近分	
8(1)	施設及びサービスに関する内容の提示書面 HPの写しやパンフレット等でも可。	現在のもの	
8(2)	契約時に保護者に交付した書類(利用契約書、重要事項説明書等)	概ね直近5回分	
9(1)	利用乳幼児に関する書類 (保護者からの申込書、児童の健康状態に関する記録、児童の預かり記録、利用契約書、重要事項説明書等)	概ね直近5回分	

同じお子さんを複数回預かった場合は、それぞれを1回とカウント。
(例)
10月1日と10月8日に同じお子さんを預かった場合は、2回分とカウント。

セルフチェックシート提出時にお送りください。
原本・写し、いずれかのご用意で結構です
(返却はいたしません)。

6

ご用意していただく帳簿・書類

【参考】都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修等

家庭的保育者等研修（基礎研修）

居宅訪問型保育研修（基礎研修）

子育て支援員研修（専門研修（地域保育コース））

認可外の居宅訪問型保育研修

ベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修（公益社団法人全国保育サービス協会が実施）

指定保育士養成施設が実施する、公益社団法人全国保育サービス協会が定める「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目の履修

特定子ども・子育て支援施設（無償化対象施設）等の運営に関する基準			
条文	用意していただく帳簿・書類		✓
第56条	領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書の控え 発行実績がある場合のみ。	直近分	
第58条	不正行為等にかかる区への通知 該当するケースがある場合のみ。	直近分	
第60条第3項	個人情報の提供に関する同意書等 緊急時等に、医療機関など外部の機関に対して子どもの情報を提供するにあたり、あらかじめ保護者から得る同意書です。 契約時に保護者に交付した書類（契約書・重要事項説明書等）で同意を得られていれば不要です。	直近分	

7

ご視聴ありがとうございました。

[本件担当]

世田谷区 子ども・若者部

保育認定・調整課 事業者指導担当

電話 03 - 5432 - 2402

8